

令和7年度 全国安全週間説明会 資料集

- 1 令和7年度 全国安全週間実施要綱 (P1-2)
- 2 令和6年度労働災害発生状況 (令和6年確定)(P3)
- 3 松山労働基準監督署での労働災害発生状況 (令和6年全産業分析)(P4)
- 4 「転倒災害」発生状況 (全産業 休業4日以上之死傷者数)(P5)
- 5 「負傷による腰痛」発生状況 (全産業 休業4日以上之死傷者数)(P6)
- 6 年齢階層別労働災害発生状況 (全産業 休業4日以上之死傷者数)(P7-8)
- 7 令和7年度労働災害発生状況 (令和7年4月末現在)(P9)
- 8 松山第14次労働災害防止計画 (労働災害の推移と設定目標)(P10-12)

その他配布資料

- 1 職場における熱中症対策の強化について (令和7年6月1日施行)
- 2 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン
- 3 エイジフレンドリーガイドライン (R7.5月版)
- 4 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 5 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、保護措置が義務付けられます
- 6 「労働安全衛生法に基づく化学物質管理の相談窓口」のご案内
- 7 「令和7年度高度安全機械等導入補助金」のご案内
- 8 安全行動災害調査の手引き (中災防事業:ヒューマンエラーの傾向を見える化していませんか?)
- 9 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます
- 10 令和7年度 技能講習・教育等実施計画(令和7年度安全衛生管理計画書)

令和7年7月31日までに監督署まで提出をお願いします。

令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学

物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策
- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適用できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
 - 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 交通労働災害防止対策
- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
 - 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

業種別	年別		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1-12月)	令和5年 同期	対前年比							
	増減数	増減率															
全産業	(6)	562	(3)	583	(2)	662	(2)	585	(3)	658	(2)	645	(3)	658	-13	-2.0%	
製造業		108		116		114		92		113		121		113	+8	+7.1%	
食料品製造業		35		57		47		35		49		50		49	+1	+2.0%	
繊維工業										1		2		1			
その他の繊維製品製造業						1				1		2		1			
木材・木製品製造業		16		11		9		14		12		5		12			
家具・装備品製造業		2		2		1		2				1			#DIV/0!		
パルプ・紙製造業								1		1				1			
紙加工品製造業		2		1		3		2		1		5		1			
印刷・製本業				4		1		1				1			#DIV/0!		
化学工業		5		7		6		4		3		6		3	+3		
窯業・土石製品製造業		5		4		7		3		3		2		3			
鉄鋼業				4		2				1		2		1			
非鉄金属製造業		1								1		2		1			
金属製品製造業		11		8		8		6		13		7		13			
一般機械器具製造業		13		7		13		10		10		12		10	+2	+20.0%	
電気機械器具製造業		4		3		1		3		6		4		6			
輸送用機械器具製造業				2		3		1		2		3		2			
電気・ガス・水道業						1		1									
その他の製造業		14		6		11		9		9		17		9			
鉱業		1				1				1				1			
建設業	(5)	56	(1)	68	(1)	69	(1)	69	(2)	64		49	(2)	64	-15	-23.4%	
土木工事業	(2)	18	(1)	17		19		23	(1)	23		15	(1)	23	-8		
建築工事業	(3)	34		40		42		32	(1)	35		24	(1)	35	-11	-31.4%	
うち木造家屋建築工事業	(1)	8		12		8		9		6		2		6			
その他の建設業		4		11	(1)	8	(1)	14		6		10		6			
鉄道・道路旅客業		4		8		8		8		7		16		7			
道路貨物運送業		83		79		76		84		73		81		73	+8	+11.0%	
貨物取扱業		6		2		7		5		11		3		11	-8	-72.7%	
うち港湾運送業				2		3				2				2			
農業		9		5		7		4		4		7		4			
林業		12		10		6		7		10		8		10			
畜産・水産業		2		2		3		3		3		2		3			
商業		89		95	(1)	136		105		115		109		115	-6	-5.2%	
うち小売業		56		72		99		75		90		80		90	-10	-11.1%	
金融広告業		10		6		19		8		10		9		10			
映画・演劇業				1								1					
通信業		11		16		22		12		17		19		17	+2		
教育研究業		12		10		10		12		15		9		15			
保健衛生業		63		80		84		85		106		106		106	±0	±0	
うち社会福祉施設		36		55		58		63		72		76		72	+4	+5.6%	
接客娯楽業		37		29		31		34		40		45		40	+5	+12.5%	
うち飲食店		23		18		22		21		24		31		24	+7	+29.2%	
清掃・と畜業		33	(1)	28		34		35	(1)	36		(2)	31	(1)	36	-5	-13.9%
官公署		1															
その他の事業	(1)	25	(1)	28		35	(1)	22		33		29		33			

松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)

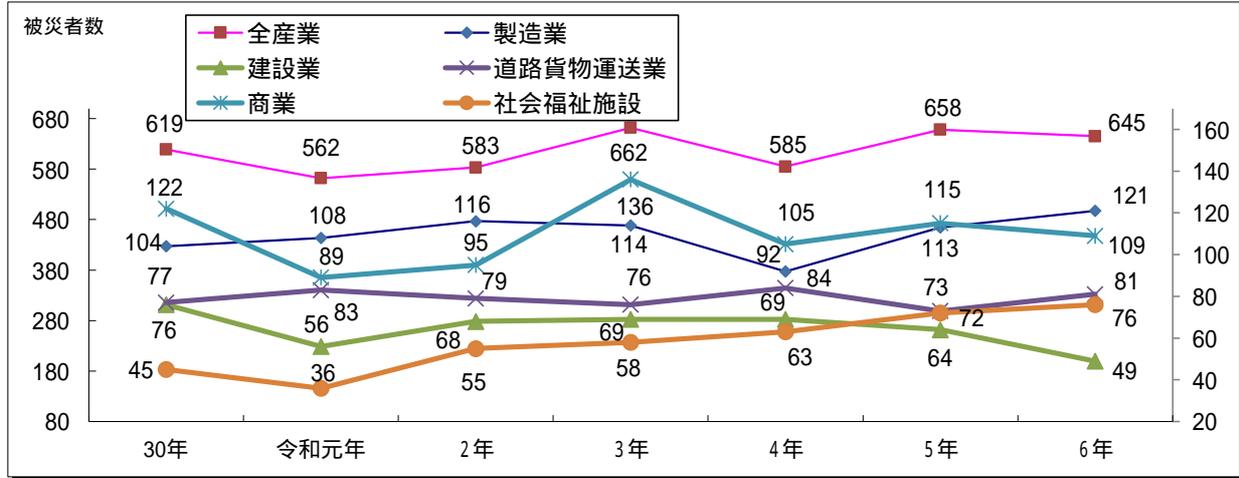
休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。

令和6年 松山労働基準監督署での労働災害発生状況(確定)

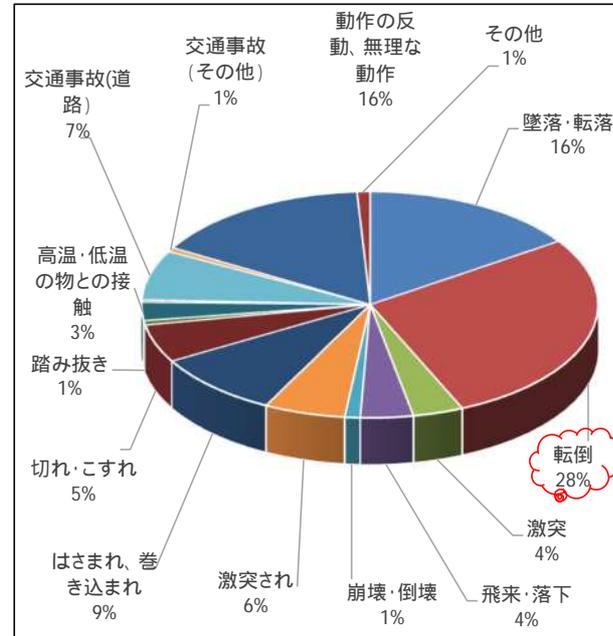
松山労働基準監督署

1. 労働災害の推移

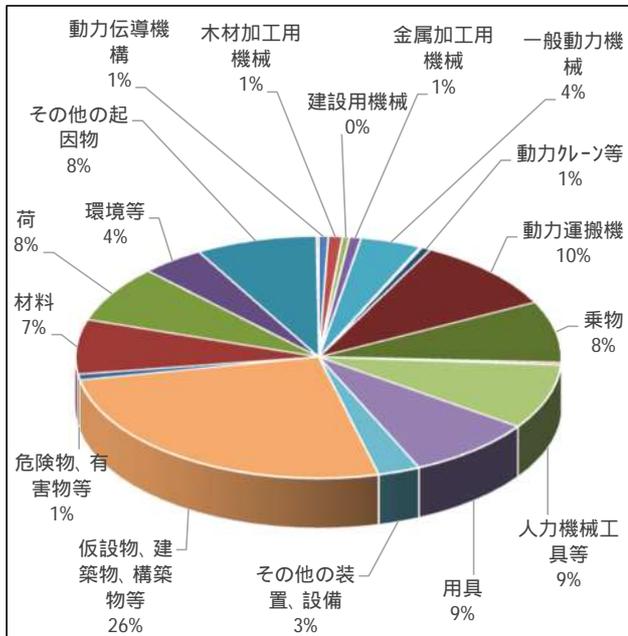
新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く



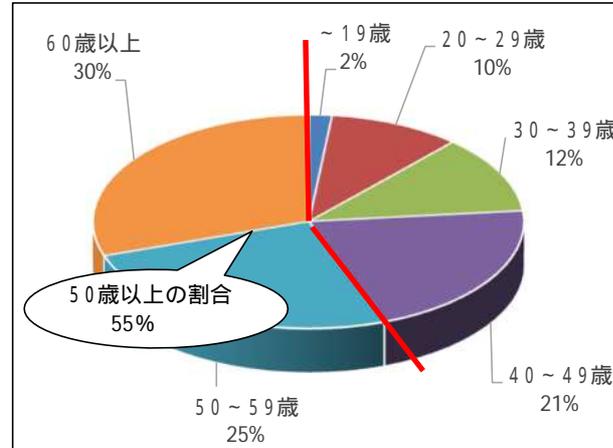
2. 事故の型別発生状況



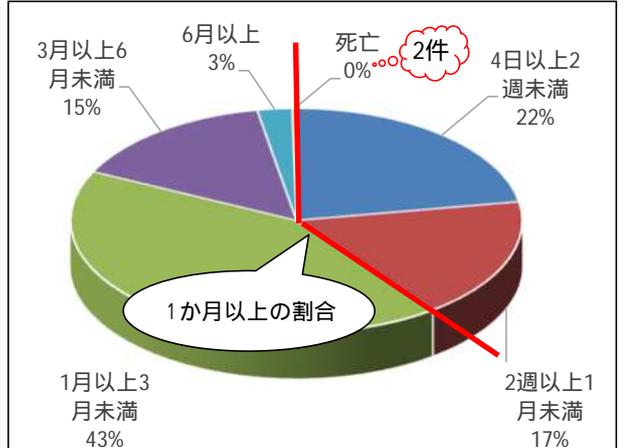
3. 起因物別発生状況



4. 年齢別発生状況



5. 休業程度別発生状況

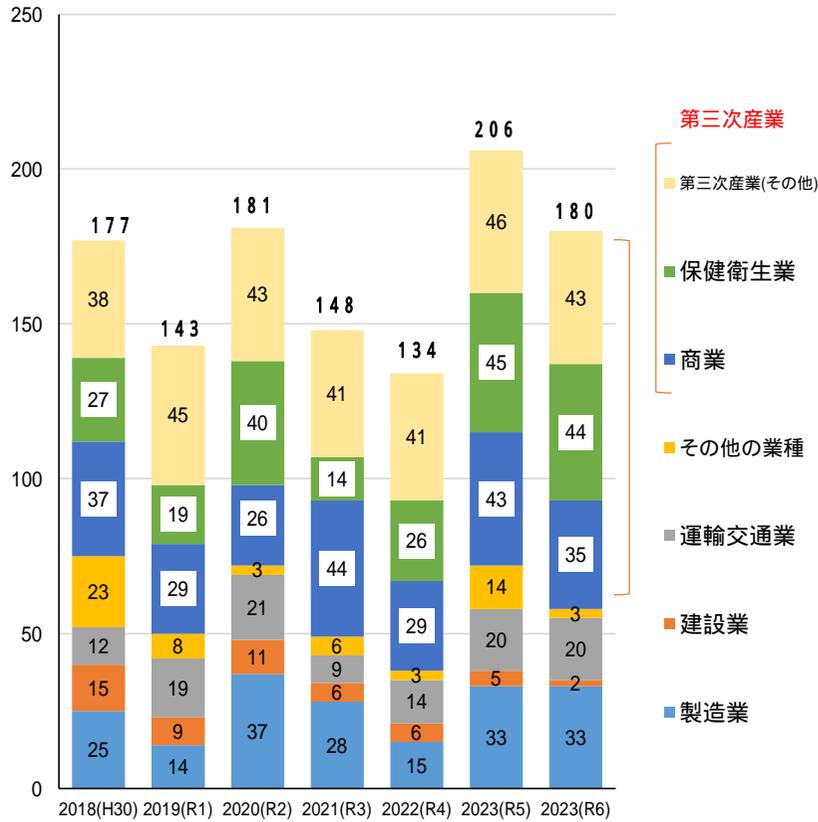


6. 外国人による労働者発生状況

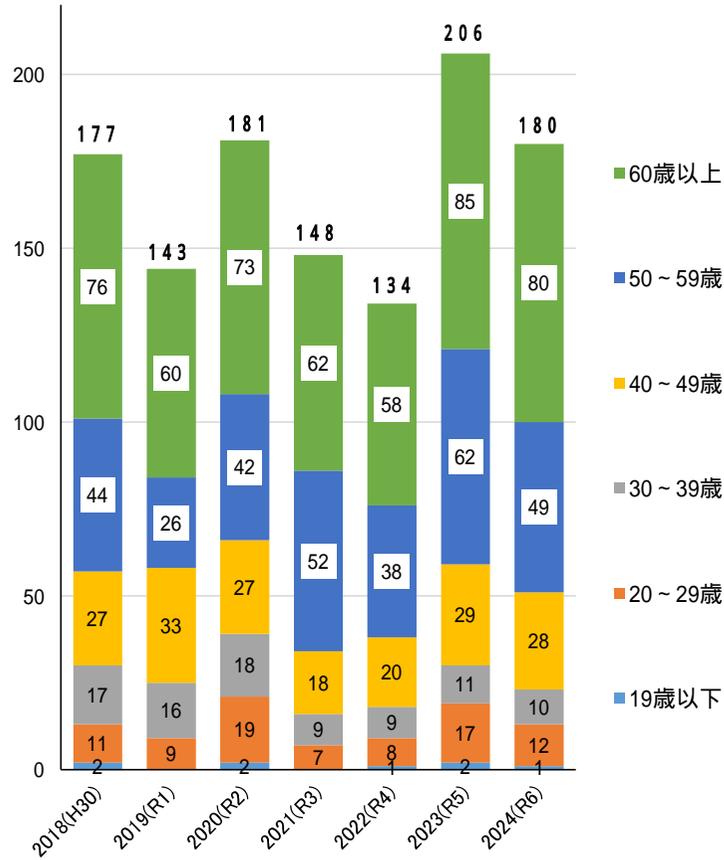
令和5年に外国人10人が被災している。
令和6年に外国人15人が被災している。

「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上之死傷者数 松山署)

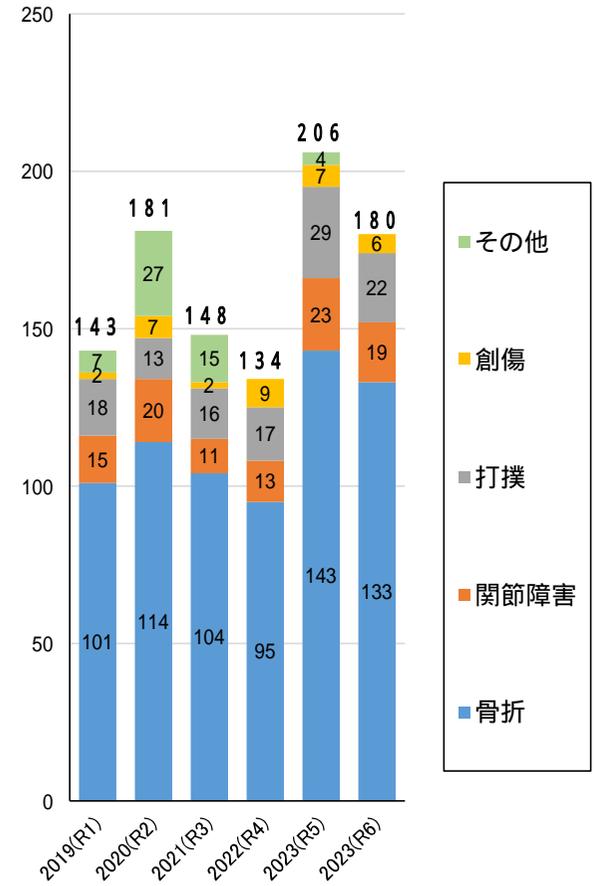
1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移

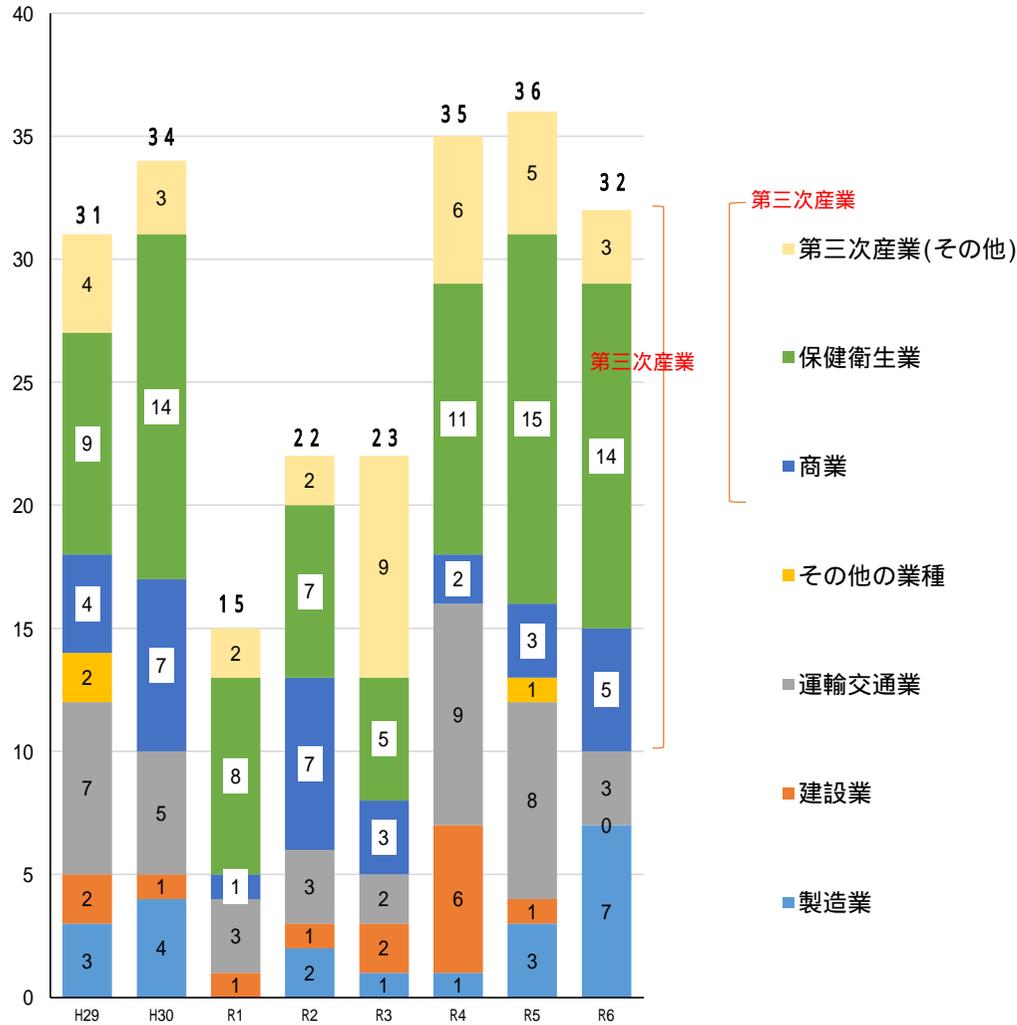


3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移

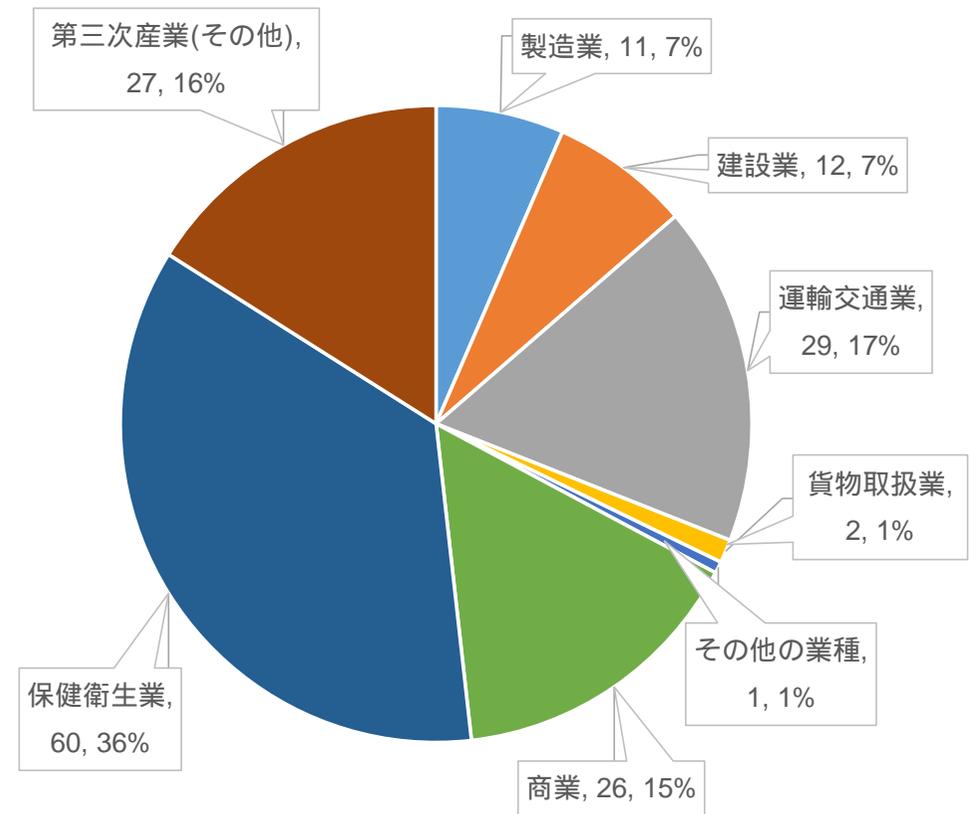


「負傷による腰痛」発生状況(全産業 休業4日以上の死傷者数 松山署)

1. 主要業種別「負傷による腰痛」発生状況の推移



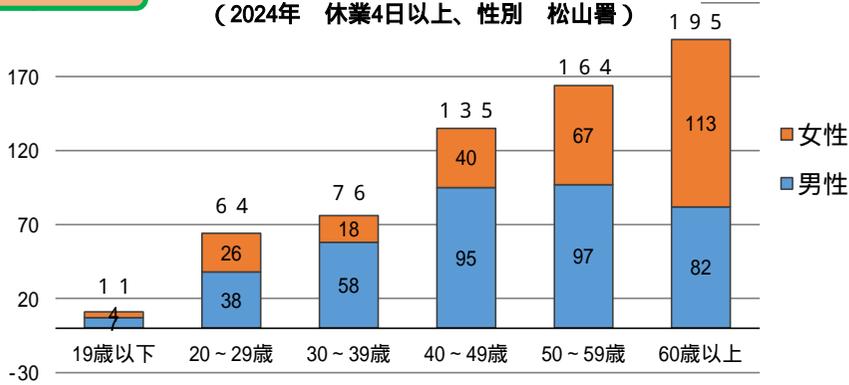
2. 主要業種別「負傷による腰痛」発生比率 (2018(H30) - 2024(R6) 7か年合計)



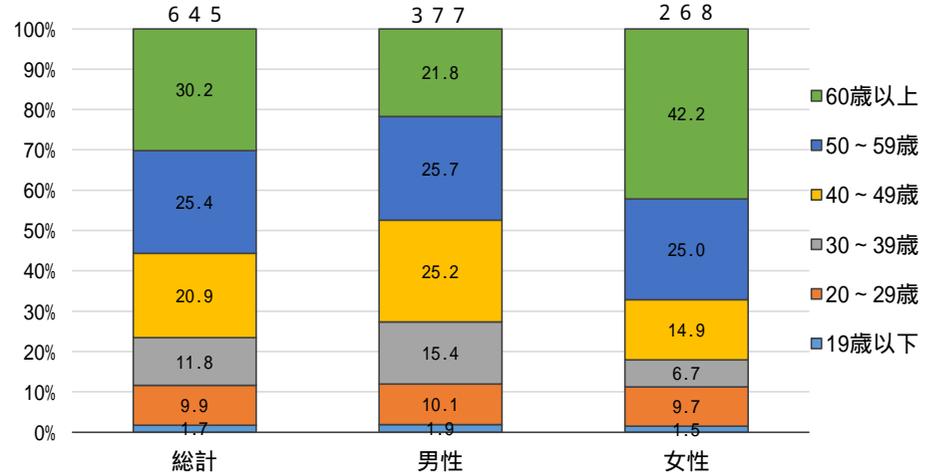
2024年 年齢階層別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症数を除く)

松山署管内

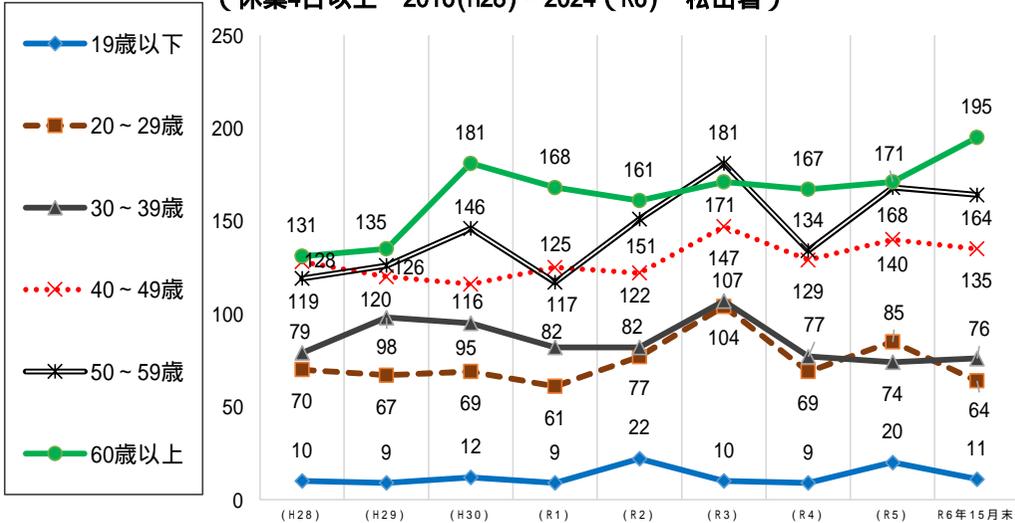
年齢階層別死傷者数(新型コロナウイルス感染症数を除く)
(2024年 休業4日以上、性別 松山署)



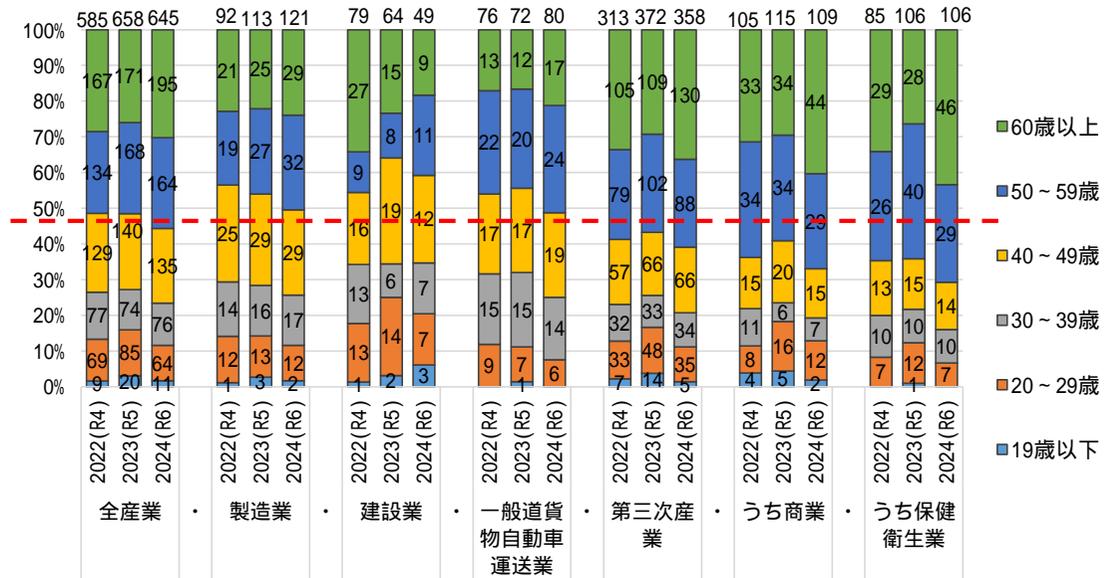
年齢階層別死傷者割合(%)
(2024年 休業4日以上 性別 松山署)



年齢階層別死傷者数の推移
(休業4日以上 2016(H28)~2024(R6) 松山署)



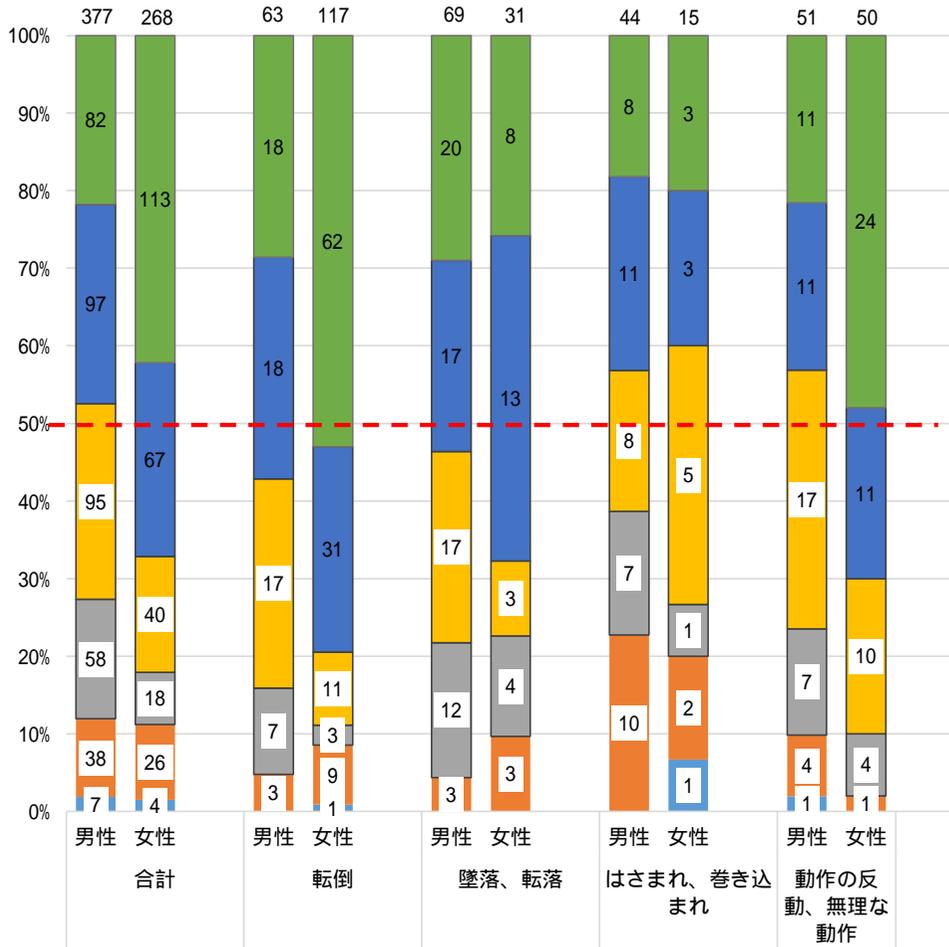
主要業種・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2022~2024 数値は人数 松山署)



主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合

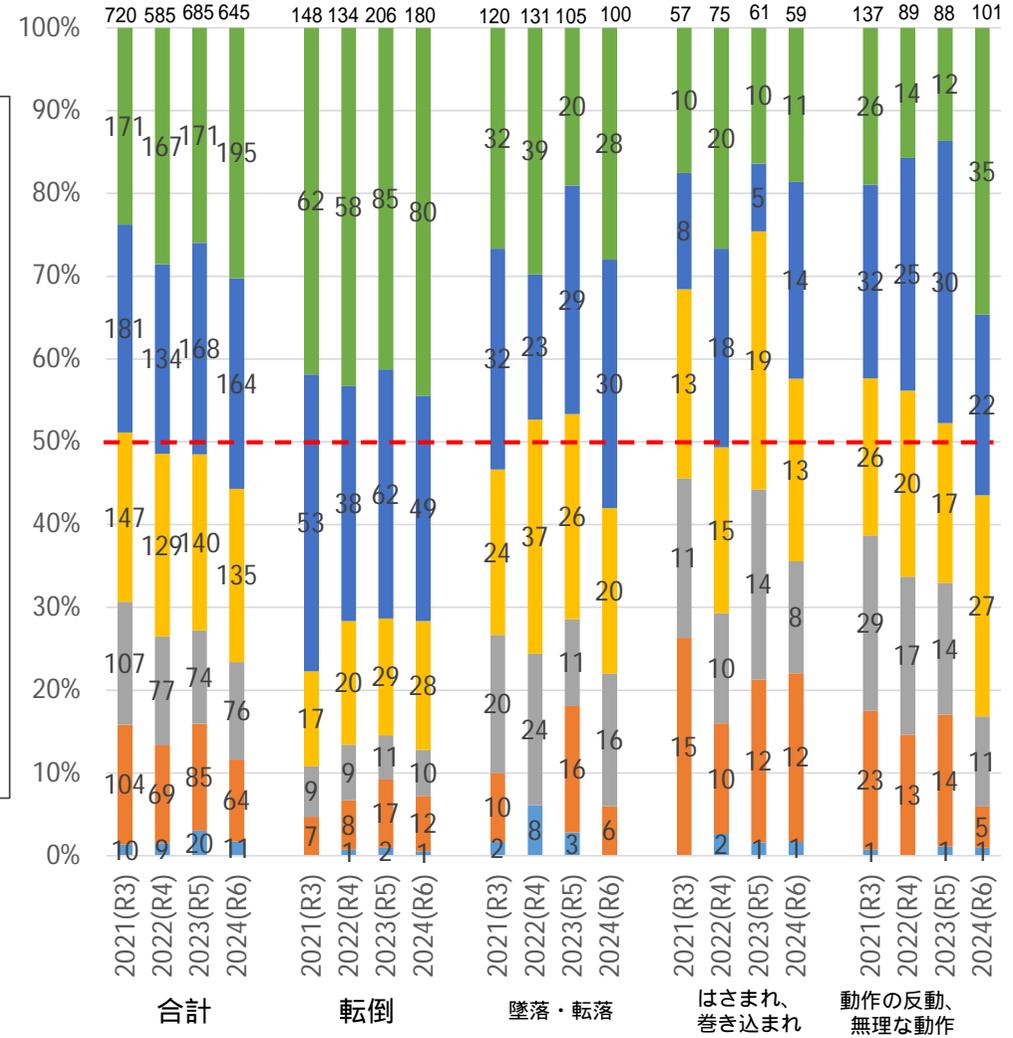
松山署管内

主要事故の型・性別・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2024 数値は人数 松山署)



松山署管内

主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2021~2024 数値は人数 松山署)



業種別	年 別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (速報値)	令和7年 (1-4月)	令和6年 同 期	対前年比	
									増減数	増減率
全 産 業		(3) 583	(2) 662	(2) 585	(3) 658	(2) 645	(2) 157	139	+18	+12.9%
製 造 業		116	114	92	113	121	24	28	-4	-14.3%
食 料 品 製 造 業		57	47	35	49	50	10	13	-3	-23.1%
織 維 工 業					1	2				
その他の繊維製品製造業			1		1	2		1		
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		11	9	14	12	5	1		#DIV/0!	
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		2	1	2		1		1		
パ ル プ ・ 紙 製 造 業				1	1					
紙 加 工 品 製 造 業		1	3	2	1	5				
印 刷 ・ 製 本 業		4	1	1		1		1		
化 学 工 業		7	6	4	3	6		3	-3	
窯業・土石製品製造業		4	7	3	3	2	1			
鉄 鋼 業		4	2		1	2				
非 鉄 金 属 製 造 業					1	2		1		
金 属 製 品 製 造 業		8	8	6	13	7	3	1		
一 般 機 械 器 具 製 造 業		7	13	10	10	12	2	3	-1	-33.3%
電 気 機 械 器 具 製 造 業		3	1	3	6	4	2	2		
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		2	3	1	2	3				
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			1	1			1			
そ の 他 の 製 造 業		6	11	9	9	17	4	2		
鋳 業			1		1					
建 設 業		(1) 68	(1) 69	(1) 69	(2) 64	49	(2) 22	9	+13	+144.4%
土 木 工 事 業		(1) 17	19	23	(1) 23	15	(1) 7	3	+4	
建 築 工 事 業		40	42	32	(1) 35	24	10	5	+5	+100.0%
うち木造家屋建築工事業		12	8	9	6	2		1		
そ の 他 の 建 設 業		11	(1) 8	(1) 14	6	10	(1) 5	1		
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業		8	8	8	7	16	1	3		
道 路 貨 物 運 送 業		79	76	84	73	81	24	17	+7	+41.2%
貨 物 取 扱 業		2	7	5	11	3	1	1	±0	±0
うち港湾運送業		2	3		2		1			
農 業		5	7	4	4	7		1		
林 業		10	6	7	10	8	4	2		
畜 産 ・ 水 産 業		2	3	3	3	2	2			
商 業		95	(1) 136	105	115	109	12	19	-7	-36.8%
うち小売業		72	99	75	90	80	9	14	-5	-35.7%
金 融 広 告 業		6	19	8	10	9	1	1		
映 画 ・ 演 劇 業		1				1	1			
通 信 業		16	22	12	17	19	4	5	-1	
教 育 研 究 業		10	10	12	15	9		1		
保 健 衛 生 業		80	84	85	106	106	34	26	+8	+30.8%
うち社会福祉施設		55	58	63	72	76	27	18	+9	+50.0%
接 客 娯 楽 業		29	31	34	40	45	9	11	-2	-18.2%
うち飲食店		18	22	21	24	31	6	7	-1	-14.3%
清 掃 ・ と 畜 業		(1) 28	34	35	(1) 36	(2) 31	6	9	-3	-33.3%
官 公 署										
そ の 他 の 事 業		(1) 28	35	(1) 22	33	29	12	6		

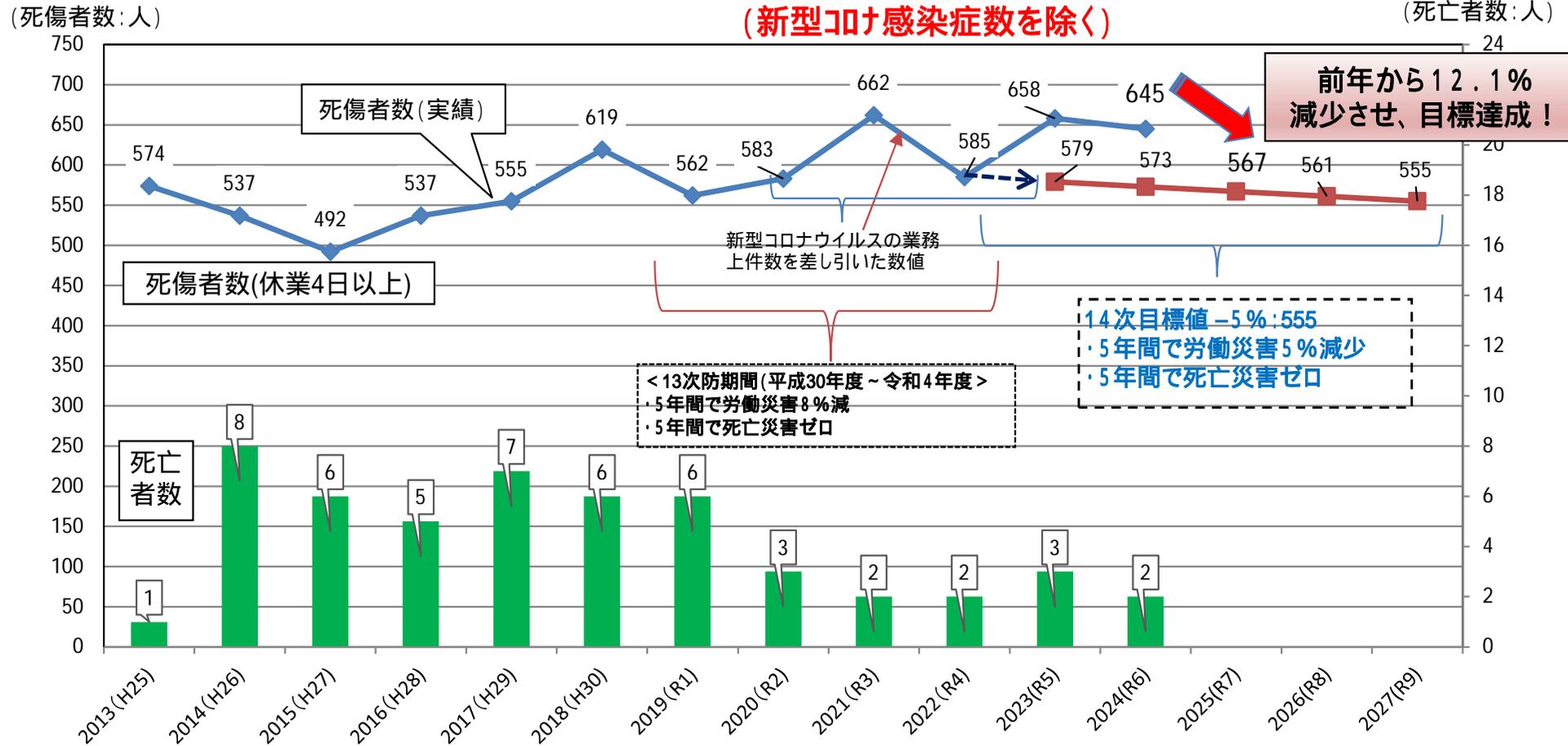
松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)

休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。

松山第14次労働災害防止推進計画の推進

松山署管内

1 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



第12次労働災害防止推進計画	松山第13次労働災害防止推進計画	松山第14次労働災害防止推進計画
期間 2013年~2017年	期間 2018(H30)年~2022(R4)年	期間 2023(R5)年~2027(R9)年
目標 死傷 495人以下(-15%以上) 死亡 0人 [平成2017年において:対2012年比]	目標 死傷 510人以下(-8%以上) 死亡 0人 [2022年において:対2017年比]	目標 死傷 555人以下(-5%以上) 死亡 0人 [2027年において:対2022年比]
実績 死傷 555人(+11.9%) (内数死亡6人)	実績 2023 : 死傷者数 585人(対前年比:-77,-11.6%) : 死亡者数 2人(対前年 ±0人)	

グラフの赤色の数字
は各年の目標数値

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
<p>(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに全体平均以下とする。
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路貨物運送業の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数(新型コロナウイルス感染症を除く)を令和9年までに0人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業において愛媛第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害(新型コロナウイルス感染症を除く)ゼロを達成する。

松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<p>アウトカム指標は設定しない</p>
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を松山第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による死亡者数を松山第14次労働災害防止推進計画期間中にゼロ人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害(新型コロナウイルス感染症を除く)については、過去最少(平成25年1人)を更新する0人を達成する。
- 死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。